

# 周南市長田海浜関連施設 施設分類別計画



平成30（2018）年11月  
（令和5（2023）年3月改訂）

周南市

## 目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状.....	3
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	6
第6章 今後の施設の方向性.....	7
第7章 計画期間.....	8
参考資料.....	9

## 第1章 本計画の目的

周南市長田海浜関連施設施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の長田フィッシャリーナ及び長田海浜公園について、今後の施設の方向性を示すものです。

## 第2章 施設の設置目的と経緯

長田フィッシャリーナは、福川漁港内の漁船とプレジャーボートの係留場所を区分することで、漁業者の生産活動の円滑化を図り、プレジャーボート利用者の安全を確保し利便性を向上させるとともに、マリンスポーツ・レクリエーションの場を創出することを目的として、平成17（2005）年度に設置した施設です。

長田海浜公園は、昭和60（1985）年から平成10（1998）年にかけて、市民が海や自然にふれあうことのできる憩いの場の創出を目的として設置した施設です。

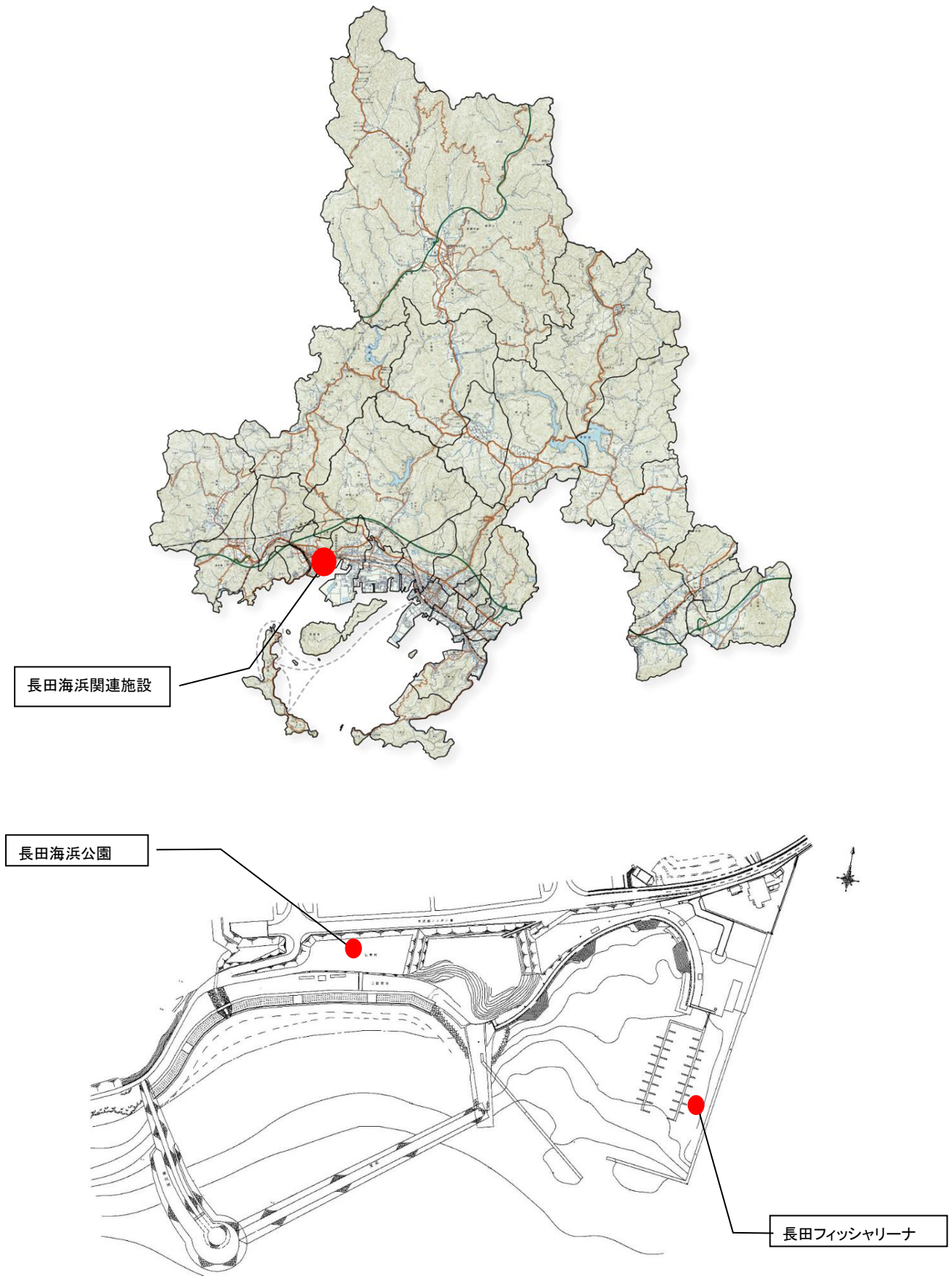
## 第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	産業観光施設	長田フィッシャリーナ	長田町2220番地370	福川南	準広域	水産課
2	公園	長田海浜公園	長田町2220番地333外	福川南	準広域	水産課

図表 2 施設位置図・配置図



## 第4章 施設の現状

### (1) サービスの現状

長田フィッシャリーナは、海岸環境整備事業の一環として長田海浜公園に次いで整備を進め、平成4(1992)年度に基本的な整備計画を策定しました。その際に施設規模等の算定根拠資料として用いられたのが平成2(1990)年度港勢調査による漁港内船舶利用状況データでした。

調査時には、福川漁港内に96隻ものプレジャーボートが係留され、漁業者の円滑な漁業活動の支障となっていました。この問題を解決するためには、漁港内でエリアを区切りプレジャーボートの係留場所を確保する必要がありました。

しかし、実際に供用を開始した平成19(2007)年度においては、72隻の係留区画のうち使用された区画は12隻分、最も多くの利用があった平成23(2011)年度で22隻分の区画が使用されましたが、平成24(2012)年度以降は20隻未満で推移している状況です。

使用実績の低迷により、供用開始後に施設使用料を財源として整備する計画であった「管理棟」、「陸上保管施設」、「上下架施設」等の使用者の利便性を向上させる施設は、整備が困難な状況となっています。

図表3 係留可能な船舶の内訳

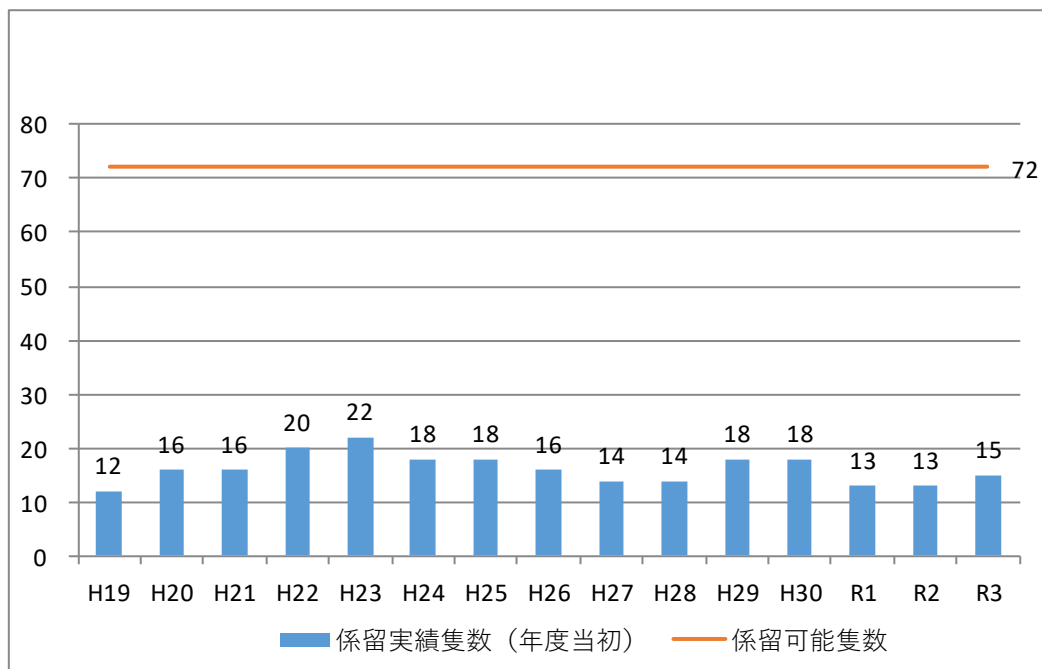
	船長	船幅	喫水
小型船用浮棧橋 (係留可能隻数：16隻)	6.0m未満	2.6m未満	1.1m未満
大型船用浮棧橋 (係留可能隻数：56隻)	9.0m未満	3.6m未満	

図表4 浮棧橋使用料

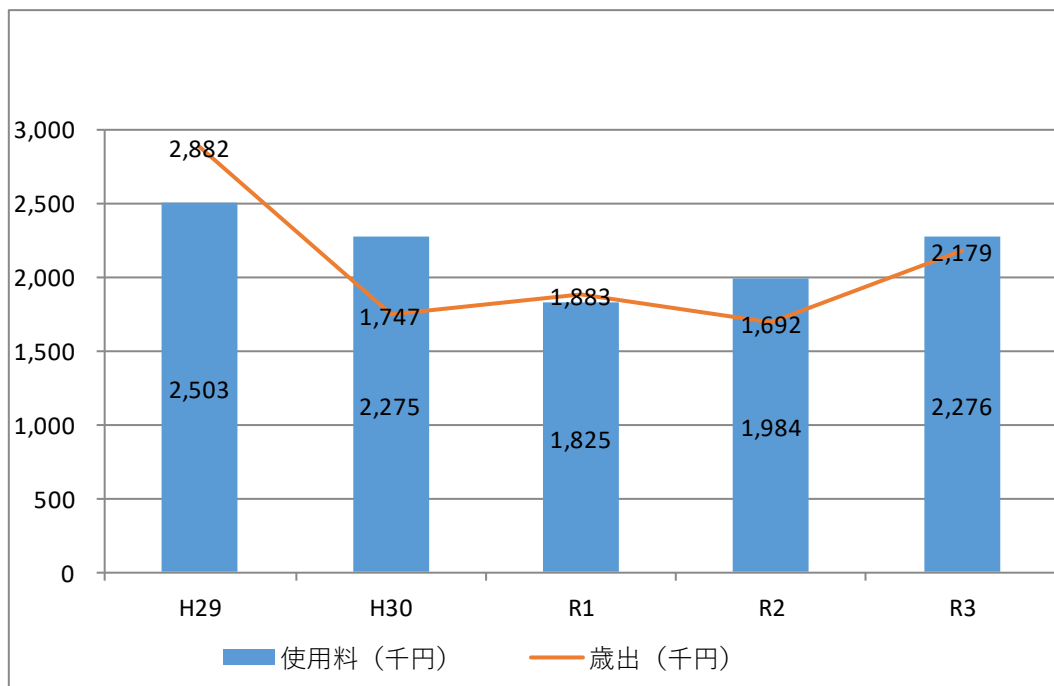
種類	艇長	使用料(1年につき)	
		市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
小型船用浮棧橋	6 m未満	1 1 2, 2 0 0円	1 3 4, 6 4 0円
大型船用浮棧橋	6 m未満	1 1 8, 8 0 0円	1 4 2, 5 6 0円
	6 m以上 7 m未満	1 3 2, 0 0 0円	1 5 8, 4 0 0円
	7 m以上 8 m未満	1 4 5, 2 0 0円	1 7 4, 2 4 0円
	8 m以上 9 m未満	1 5 8, 4 0 0円	1 9 0, 0 8 0円

※使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときの使用料は、月割りをもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

図表 5 係留実績



図表 6 使用料収入及び運営コストの推移

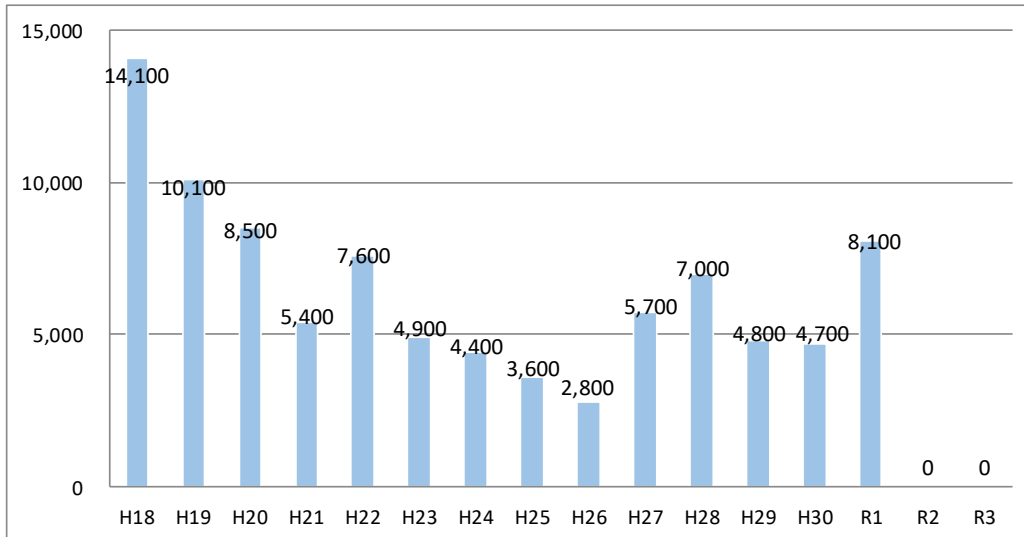


長田海浜公園は、年間を通して、多くの方々が施設を利用していますが、その目的は、健康づくりのためのウォーキング、自然とのふれあいを楽しむ散策、家族や仲間との親睦を深めるバーベキューなど様々です。

特に、バーベキューやキャンプでの利用は、近年のアウトドアブームもあり、市外はもとより県外からの利用もあり、ニーズは高いと考えられます。

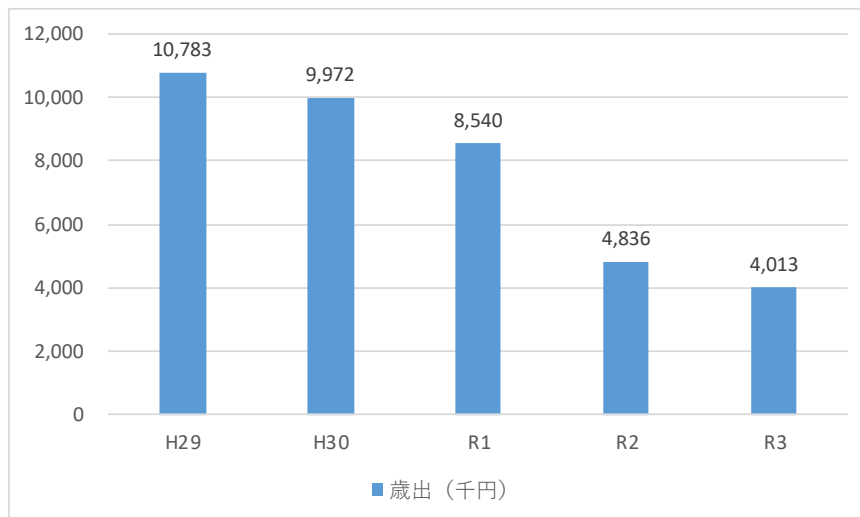
また、夏期には、海水浴場を開設しています。

図表 7 海水浴場の利用者数



※R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため海水浴場の開設なし。

図表 8 運営コストの推移



※R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため海水浴場の開設なし。

(2) 施設の現状

施設の現状は次のとおりです。

なお、いずれの施設も、本市作成の劣化判定表による自主点検は項目がそぐわないため行っていませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。

図表 9 施設の主な構成施設と施設の状況

NO	施設名	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	設備	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況				
						対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波
1	長田フィッシャリーナ	28,076.00	13.73	2005	トイレ、浮桟橋(浮体係留施設)72隻分、園内灯、標識灯、駐車場	一部対応			0.5m未満	1~2m	1~2m
2	長田海浜公園	44,267.00	107.69	1990	トイレ(3)、シャワー室(2)、更衣室(2)、東屋(2)、パーゴラ(6)、園内灯、標識灯、駐車場	一部対応			0.5m未満	1~2m	2~3m

※長田フィッシャリーナの敷地面積には浮桟橋エリアの海面を含む(用地部分 7,207 ㎡)

長田フィッシャリーナは、現在周南市が直営で管理運営しており、整備後16年が経過しているため施設の経年劣化が進行しています。特に浮棧橋は、海上設置という特殊な環境条件の影響もあり、老朽化の進行が速い施設です。浮棧橋を適切に維持管理し、施設修繕等のランニングコストを削減するために、専門業者による施設点検を継続的に実施しています。点検によって確認した変状・劣化箇所については、計画的に補修を行う必要があります。

図表 10 浮棧橋の点検結果※R3(2021)年度実施

箇所	状態
連絡橋	異常なし
杭ガイド	一部摩耗箇所あり
連結部材	一部劣化あり
浮棧橋全体	傾きあり

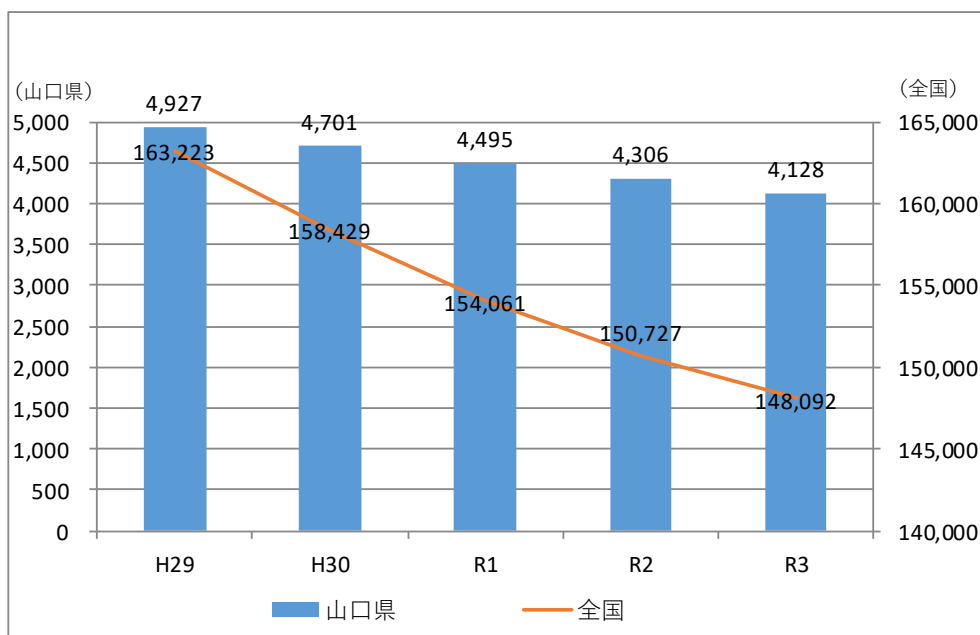
長田海浜公園は、公園の西エリアに位置する施設の多くが、共用開始後32年を経過し、老朽化が進行しています。

引き続き、建物や設備の点検を実施し、計画的に修繕等を行う必要があります。

## 第5章 施設を取り巻く状況と課題

長田フィッシャリーナについては、施設の設置当時と比較して、マリンスポーツやレクリエーションを楽しむためにプレジャーボートを保有する人は減少しており、日本小型船舶検査機構の統計資料における在籍船数の推移データにも全国的な傾向として表れ、本市においても同様の傾向が見受けられます。

図表 11 プレジャーボート在籍船数



日本小型船舶検査機構 HP より 各年度末時点



また、市内には、「長田フィッシャリーナ」のほかに、民間施設が2施設、公共施設として、山口県が「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋」を設置しています。

この施設は、平成12(2000)年度に大島居守地区に位置する徳山漁港内に整備され、現在は、山口県漁業協同組合が指定管理者として施設管理を行っていますが、稼働率が高く、全137区画の内、約8割が使用されている状態です。同一市内の類似施設において使用状況に著しい差が生じている一因としては、施設使用料の差異が大きく関係しています。係留船舶のサイズによって異なりますが、この施設の使用料は、長田フィッシャリーナの使用料の概ね2分の1から3分の2程度となっています。

現在、長田フィッシャリーナ維持管理経費に係る歳出予算は、臨時経費を除き、使用料収入の歳入予算の範囲内に収めるといった財政方針のもとに予算計上しており、過去3年間、施設の稼働率は20%程度で推移していますが、概ね収支のバランスはとれている状況です。

今後は、利用拡大を図る手法を検討するとともに、適切な維持管理を実施し、安定的な使用料の確保に努め、提供するサービスを維持することが必要です。

長田海浜公園については、公園を整備した当時と比較すると、市民のライフスタイルは変化し、余暇の過ごし方も多様化が進む傾向にあります。夏期の海水浴場利用者数の増減は、天候に大きく左右されるものの、市内唯一の海浜公園であるという特性や、アウトドア活動が可能な指定区域があることで、施設の提供するサービスが利用者のニーズに答えてきたと言えます。今後も、同様のニーズは継続するものと考えられます。

## 第6章 今後の施設の方向性

### (1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検査シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

この結果、今回の一次評価では、長田フィッシャリーナについては、「共同利用」、長田海浜公園については、「継続利用(現状維持)」という結果が導き出されました。

### (2) 総合評価

長田フィッシャリーナは、漁港内における係留場所の区分設定によって漁業者の生産活動の円滑化を図るとともに、海洋レジャーの場を創出するという役割を担う公共施設として、基本的には、今後も継続的な維持管理を行うべき施設です。

一次評価では、施設の経過年数がまだ16年程度であることや、県営の「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋」という類似施設が市内に存在していること等の要因により、共同利用という結果が導き出されました。

しかしながら、県施設に係留中の船舶を受け入れることは、施設構造や規模の面で問題があり不可能であるため、共同利用ではなく、当面の間、従来どおりの方法で継続利用することとします。

供用開始後、施設の稼働率は20%程度であり利用度が高いとは言えませんが、この施設の設置によって福川漁港を利用する漁業者の生産活動の円滑化を図るという目的は達成されており、漁業振興に関して一定の役割を果たしています。

今後は、施設の利用拡大に向けて使用料のあり方も含めさまざまな視点から検討を加えていくことが必要ですが、現在の維持管理方針である「臨時経費を除く施設維持管理経費に係る歳出予算は、使用料収入の歳入予算の範囲内に収める」という考え方は変えず、施設における老朽箇所の改修を計画的に実施していきます。

長田海浜公園については、海や自然とふれあうことのできる憩いの場として、市民の生活を豊かにする役割を担う公共施設であることから、老朽箇所の改修を計画的に実施し、今後も継続利用することとします。

図表 12 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価 結果	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況			ハザードマップの状況	R5	R6	R7	R8	R9
1	長田フィッシャリーナ	16	RC /38年	未経過	新耐震	-	一部対応	高・洪・津	共同利用	継続利用					
2	長田海浜公園	32	RC /38年	未経過	新耐震	-	一部対応	高・洪・津	継続利用 (現状維持)	継続利用					

\* 構造：RC(鉄筋コンクリート造)

\* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、構造や用途によって記載のもの

## 第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物のお朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	⇒ 統廃合
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物のお朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物のお朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続		◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 13 一次評価結果

項番	施設名	(1) サービス主体の適正化								(2) サービス水準の適正化													
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある				(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある				(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している				(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている									
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ②		有効性 互換性 ③	有効性 互換性 ③		公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建設 経過年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	有効性 利用度 ①		有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②		評価結果		
行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	評価結果	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの代替施策で対応できるものか。	評価結果	今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即しているか。	サービス内容が設置目的に即しているか。	当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。	評価結果	前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあつて、利用者数の見込みはどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設		評価結果	
1	長田フィッシャーリーナ	検討の余地あり	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	他官公庁、民間	存在する	他官公庁、民間	徳山漁港プレジャーボート用浮桟橋等	対応不可能	○	G：共同利用	低下しつつある	設置目的に即している	設置目的に即している	16	準広域	その他	減少の見込み	存在する	他官公庁、民間	徳山漁港プレジャーボート用浮桟橋等	
2	長田海浜公園	可能性はない	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在しない		存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	32	準広域	その他	減少の見込み	存在しない			

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化									(4) 事業手法の適正化					検討結果一覧表										一次評価結果																										
		(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)			(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している			(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある			(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか																																									
		サービス集約のメリット(メリットあり or 空欄)	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	有効性利用度①	有効性利用度③	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	代替性民間参入②	効率性コスト①	効率性コスト②	効率性コスト③	評価結果	前年度までの過去3年間の利用者数(利用者数)の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあつて、利用者数の見込みはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。※公の施設のみ回答	評価結果	A: 統廃合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)		D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡	K: 地域移譲	民生の拡大	受益者負担の見直し																
1	長田フィッシャーリーナ		16							16		その他	減少の見込み	13.73	16		検討の余地あり	その他	妥当																							○								「共同利用」		
2	長田海浜公園		32							32		その他	減少の見込み	107.69	32		検討の余地あり	その他	非該当																									○								「継続利用(現状維持)」

# 周南市長田海浜関連施設 施設分類別計画（案）

平成30（2018）年11月

（令和5（2023）年3月改訂）

本計画は、平成30（2018）年度に策定した「周南市長田フィッシャリーナ施設分類別計画」、「周南市長田海浜公園施設分類別計画」を統合・改訂したものです。

産業振興部 水産課  
〒745-8655 周南市岐山通1-1  
電話 0834-22-8366  
FAX 0834-22-8575  
電子メール [suisan@city.shunan.lg.jp](mailto:suisan@city.shunan.lg.jp)